

特許情報普及施策に関する最近の取組みと今後の展開

Overview of recent activities and future plan regarding patent information policy

特許庁 総務部総務課特許情報室室長

山本 英一

平成 11 年特許庁入庁。特許審査、審判に従事の後、調整課、経済産業省知的財産政策室、特許情報企画室などを経て、平成 29 年 7 月から現職

1 はじめに

特許情報に対する関心が高まっている。従来から先行技術調査などの調査分野において、公報を始めとした特許情報の活用は広く進められてきたが、昨今は AI 技術の応用による調査サービスや IP ランドスケープに代表される企業分析サービスへの注目が集まっており、2017 年 11 月に開催された特許・情報フェア&コンファレンスなどでも大きく取り上げられたところである。その背景の 1 つとして、近年の特許等の知的財産の出願件数が世界的に増加傾向にあることが挙げられ、特許情報はビッグデータとして今後ますます付加価値を生み出す根源としてとらえられている。このような動きに代表されるように特許情報を取り巻く状況は大きく変わりつつあり、特許庁における特許情報普及活用に向けた環境整備は待ったなしである。そこで、本稿ではこの

ような環境変化における特許情報普及活用に関する最近の取組みを整理し、今後の特許情報施策の展開についてご紹介したいと思う。

2 特許情報の普及活用に関する最近の動き

特許庁は、従来から特許情報の普及活用に関する基本方針を掲げている。具体的には、官民（特許庁、独立行政法人工業所有権・研修館（INPIT）、特許情報サービス提供事業者等）の取組みを通じて、国内外の特許情報の提供及び活用を実現することを目指し、国は保有する正確で基本的な一次情報を公報や整理標準化データ等として無料で提供することを原則とし、基本的な検索・照会サービス（例：特許情報プラットフォーム（J-PlatPat））を整備している（図 1）。

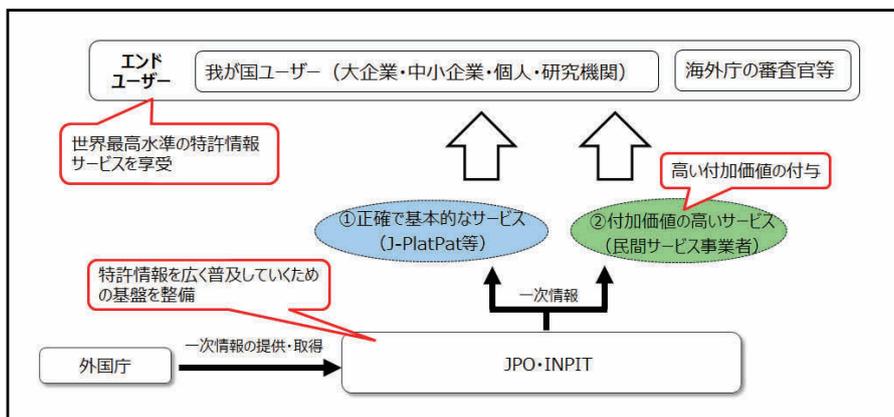


図 1 特許情報提供サービスの全体像

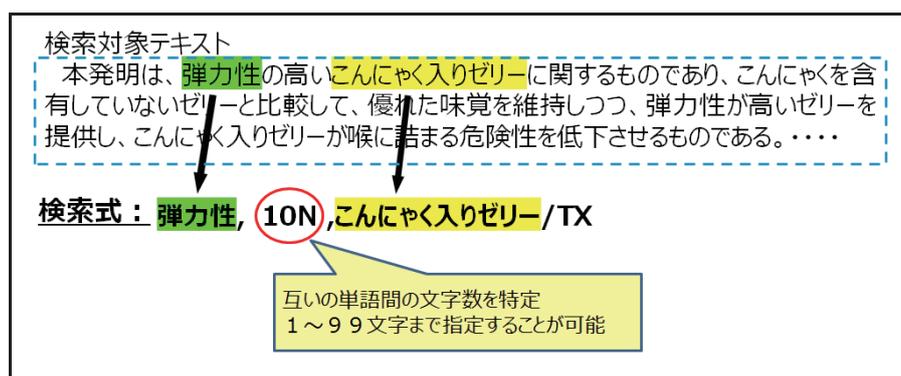


図2 2単語の近傍検索の例

また、公的な特許情報提供サービスのあり方に関して、グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となる特許情報サービスを提供するべきとの方向性が2016年5月に取りまとめられ¹、現在、情報提供や基盤整備に取り組んでいる

最近の動きとしては2018年3月、J-PlatPatの特許・実用新案検索機能において、外国公報（米国・欧州・国際出願）の英語テキスト検索や、分類とキーワードを掛け合わせた検索、近傍検索を追加した²。例えば近傍検索の場合、互いに近接する複数の対象語を含む文献を検索することが容易になった（図2）。

検索機能の改善は、必要な技術文献等へ容易にアクセスすることが可能となり、ユーザーにとって特許情報の利用可能性が高まることになる。アクセス性の向上は、これまで特許情報に慣れ親しんでいなかったユーザー層に対して、特許情報に対する敷居を下げることにつながり、自らの事業に役立たせることが容易となる。更に、特許情報の普及促進には、単に機能面での改善を進めるだけではなく、J-PlatPatを通じてユーザーが抱える課題を如何に解決できるのか、ユーザーの視点に寄り

添った形でのサービス紹介も有意義と考えられる。

そこで特許庁では、昨年度、特許情報の利用者の拡大を目指して、J-PlatPatの利用方法等について検討するべく調査を実施した³。次項ではその内容について触れたい。

3 特許情報の利用拡大に向けた取組み

特許情報の重要性に対するユーザーの認識度合いとしては、次のようにとらえることができる（図3）。

特許情報を活用するユーザー層として③、④が存在するものの、依然として①特許情報の重要性に気づいていない層、②特許情報の重要性に気づいているが活用していない層の存在が認められる。調査事業では、これら①、②の層（特に中小企業）への働きかけをJ-PlatPatの普及などの手段を通じて如何に実施することで、特許情報の利用者の規模が広がっていくか検討を行った。その調査結果は次のとおりである（図4）。

知財総合支援窓口及び中小企業支援機関（金融機関、中小企業診断士、弁理士等）へのヒアリングを通じて改めて明らかとなったことは、中小企業にとって知財は決して優先順位の高い検討項目ではなく、単に特許情報の重要性やJ-PlatPatの機能紹介による利便性の強調だけでは、自らの事業との関連性を理解してもらえない点である。このような中小企業に対する働きかけ方は、知財を意識しない経営によるリスクや失敗事例の紹介と共

1 「特許情報のさらなる活用に向けて－産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会－」（平成28年5月）
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/jouhou_fukyu_160520_katsuyou.htm

2 「特許審査官が用いる検索機能が利用可能になります～特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の新機能について～」（平成30年3月9日）
<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180309003/20180309003.html>

3 「平成29年度 特許情報の利用拡大に向けた公的特許情報サービスのあり方に関する調査」（アビームコンサルティング株式会社）
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/sangyou_zaisan_service_houkoku.htm

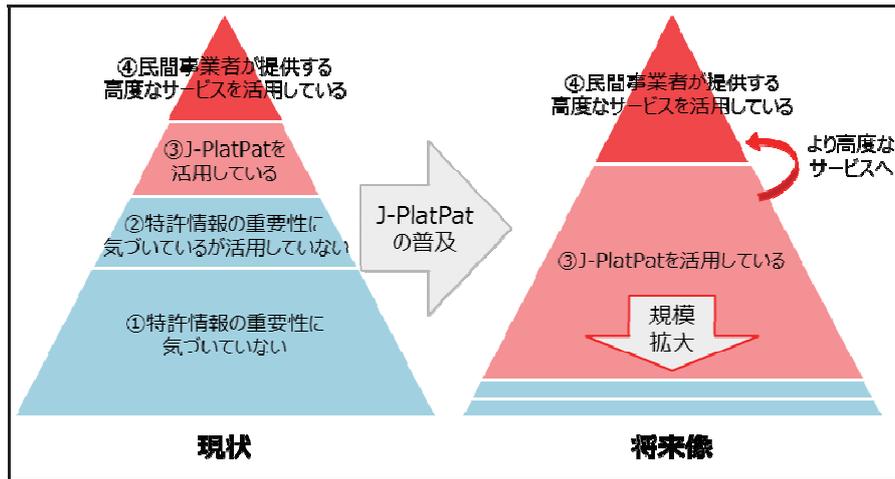


図3 特許情報サービスの活用に関する現状と将来像

調査内容	調査結果を踏まえた考察	施策検討の観点	現状の公的特許情報サービスに追加すべき施策
特許情報の活用方法、活用例	考察1	知財の有用性に関する情報を経営者や中小企業支援機関等の視点に立って発信する 中小企業を取り巻く機関の密な連携により包括的な支援を行う	施策1
	考察2		施策2
知財の有用性を理解するために必要な情報	考察3		施策3
	考察4		施策4
その他の調査結果	考察5		施策5
	考察6		
	考察7		
	考察8		

図4 考察、施策検討の観点及び現状の公的特許情報サービスに追加すべき施策のマッピング

に、知財と経営と結び付けた情報提供が効果的である。また、特許情報の重要性には気付いている中小企業に対しては、典型的な課題（例：販路拡大など）に対する解決手段を J-PlatPat の側面から提示することで、特許情報の活用方法への関心を高めることも可能である。そこで本事業では、失敗事例に巻き込まれないための特許情報の活用を紹介したパンフレットや、経営課題に即した J-PlatPat の利用手引書を作成した⁴。次に、これら情報の中小企業への届け方であるが、中小企業への直接的な働きかけに加え、中小企業を取り巻く支援機関から

のアプローチが効果的と考えられる。当室ではこれまで中小企業診断士の業界紙（「企業診断ニュース」）への掲載や技術士会のセミナーなどの機会を利用し、中小企業支援機関に対し特許情報の重要性を伝えてきたところである。今後も手引書等のツールを提供し、中小企業の支援方法として特許情報の活用を積極的に伝えていき、特許情報の利用者のすそ野拡大に向けて引き続き取り組んでいく予定である。

4 2019年に予定している J-PlatPat の機能改善

ここからは、2019年に予定している特許情報の普及活用に向けた取組みについて触れたい。

4 具体的な手引書及びパンフレットについては、以下の付録2～6を参照されたい。
https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/toushin/chousa/sangyou_zaisan_service_houkoku.htm

まず経済産業省全体の動きとして、政府がデジタル・ガバメント実行計画（2018年1月）を発表したことを受け、デジタル・ガバメントの推進を戦略的に進めるため、経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画（2018年6月）を策定した⁵。そこでは、特許庁における業務・システム最適化として、情報発信力の強化と制度利用者の利便性向上を挙げている。その具体化に向けて、J-PlatPatにおいても2019年5月、以下の機能改善を進める予定である⁶。

- (1) 審査・審判経過情報のタイムラグの改善
- (2) 提供される審査書類の範囲拡充
- (3) 検索対象の拡充
- (4) 機械翻訳の訳質改善
- (5) 使いやすさの改善

これら機能改善を通じて、より迅速、幅広く、正確なデータ提供を目指している。例えば、迅速性では原則、特許庁で書類が発出された翌日にデータ反映を実現し、よりタイムリーに出願状況の把握が可能となる。また正確性においては、機械翻訳にAI技術を用いることで翻訳品質の向上を目指す。現在の翻訳方式はルールベースであるため、一部不自然な翻訳文により品質面で課題がある。そこで、外国知財庁（EPO⁷、WIPO⁸）や民間サービス（Google）で最近、利用シーンが増えているAI技術を活用し、特許庁でもニューラル機械翻訳を用いて訳質の改善した翻訳文を順次提供する予定である。まず2019年5月に日→英機械翻訳（公報、審査書類）を

提供し、2020年4月頃の中・韓→日機械翻訳（公報）を提供する予定である。

これら取組みにより、特許情報へのアクセス性が更に向上し、ユーザーの利便性の改善が期待される。また、日→英機械翻訳の精度向上は、日本の審査結果の発信力強化につながり、外国知財庁における参照機会の改善、ひいては我が国出願人の諸外国での迅速な権利取得を後押しするものである。

更に、特許情報の迅速な提供に併せて、特許庁では整理標準化データに代わる新たなデータ提供を実施する予定である。現在は週次によるデータ提供であるが、2019年5月からは日次ベースでのデータ提供を実施する予定である。詳細なデータ仕様及びサンプルデータについては随時、特許庁ホームページにて提供していくのでご参照頂きたい⁹。

5 今後の特許情報施策の展開

2019年に予定されている取組みを紹介してきたが、今後の特許情報の展開についても触れたい。

冒頭において述べたとおり、近年、AI技術は急速に発展を遂げており、当該技術を応用した新たな特許情報サービスの出現が期待される。また、IPランドスケープも注目されており、特許情報の新たな活用に注目が集まっている。そこで、特許庁では特許情報サービスに対して、ユーザーの利便性を高め活用を促し、新機能開発検討の参考となる情報を提供することを目的として、2018年度の調査事業において以下内容について検討している。

- (1) 民間特許情報サービス等に対するユーザーニーズ調査
- (2) 特許情報サービスに活用可能な研究・技術シーズ調査
- (3) デザイン思考を用いた新たな特許情報提供サービス創出の実証

5 「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画の策定について」（平成30年6月25日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/siryou/19keizai/honbun.pdf>

6 「特許情報プラットフォームの機能改善について」（平成30年7月10日）

https://www.jpo.go.jp/torikumi/chouhoyu/chouhoyu2/tokkyo_platform_kaizen.htm

7 「Artificial Intelligence at the EPO」（Meeting of Intellectual Property Offices (IPOs) on ICT Strategies and Artificial Intelligence (AI) for IP Administration / 23-25 May 2018）

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/globalinfra/en/wipo_ip_itai_ge_18/wipo_ip_itai_ge_18_p8.pdf

8 「WIPO Translate: Republic of Korea is First to Adopt WIPO's "Artificial Intelligence" - Powered Patent Translation Tool」（平成30年5月24日）

9 「書誌・経過情報に関するデータ提供の迅速化・範囲拡大について」（平成30年4月27日）

<https://www.jpo.go.jp/torikumi/chouhoyu/chouhoyu2/keikajoho-kakudai.html>

(1)では、ユーザーである企業等に対してアンケート及びヒアリング調査を実施し、民間特許情報サービスに対するユーザーニーズを収集し、現在のサービスに対する改善点や新たなサービスへのニーズ等を調査する。

(2)では、特許情報に関する主要雑誌に掲載される論文の網羅的調査、及び、他分野の類似サービス（論文情報の提供サービスなど）の調査により、AI技術を用いた特許情報サービスなど、直近の技術動向に基づいた技術シーズを分析する。

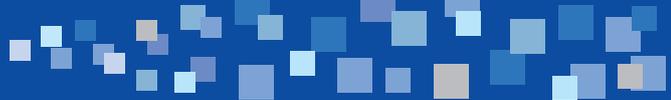
そして(3)では、明らかとなったユーザーニーズ・技術シーズも踏まえながら、検証対象とするユーザー像（ペルソナ）として特許情報サービスをあまり利用しないユーザー像（ライトユーザー）、及び、特許情報サービスを定常的に利用するユーザー像（ヘビーユーザー）を設定し、デザイン思考の方法論を活用し、各ユーザー像に有用な新たな特許情報サービス機能を創出することを目指す。併せて、特許情報分野におけるデザイン思考の有効性について検証する。

特許庁は当該調査事業を通じて新たな特許情報サービスについて情報提供を行い、それに要する新たなデータやその提供手段への要望に対して可能な範囲で応えつつ、民間事業者における高度で多様な情報提供サービスの実現を促し、ユーザーの利便性の更なる向上を目指したい。

6 さいごに

特許情報に関する様々な取組みについて概観してきたが、改めて世界最高水準となる特許情報サービスを提供するためには官民が共にそれぞれの役割を担いながら、ユーザーニーズに応えていく不断の努力が必要であると感じる。その積み重ねによりベストプラクティスが生まれ、日本における特許情報の普及活用が促されるであろう。また、グローバル化が進展する時代においては、特許情報は日本国内の情報だけに留まらず、海外とも積極的な情報交換を進める必要がある。この点については、日本における特許情報普及活用のベストプラクティスを国際カンファレンス等を通じて海外発信することで外国庁における理解が深まり、情報交換等の国際協力の実現にも弾みがつくと考えられる。

特許庁は今後も引き続き、グローバル化の時代にふさわしい特許情報の普及活用に向けて取組んでいく所存である。



1 特許情報施策および事業

